

9月
定例会新型コロナウイルス感染症拡大防止
対策に3億2,500万円を追加補正

9月定例会は、3日から18日までの16日間の会期で開かれました。

町長から提出された案件は人事案2件、諮問案2件、工事請負契約変更案1件、条例案5件、予算案2件、決算認定案5件、報告1件で、すべてを原案のとおり可決しました。

また、委員会発議1件を可決しました。

一般質問には6議員が11項目について町政を質しました。

補正予算

※万円未満四捨五入

宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、688万円を減額。予算総額40億3,658万円。繰越額の確定等に伴う補正。

問 財政調整積立基金の将来的な運用の見通しは。

答 昨年度16年ぶりに6,587万円の黒字となった。

問 コンビニ交付導入業務委託料について、住民票や印鑑証明書などを窓口で発行している中、コンビニでの発行割合の見込みは。

答 住民課の窓口で発行する各種証明書の3/4割程度がコンビニでの発行に移行すると考えている。

(全員賛成で可決)

問 防災気象情報システム管理業務委託費について、急遽終了の理由は。

答 現在委託している業者がシステム障害により継続不可能となり、新たに別業者で契約することとなり検討中。

(全員賛成で可決)

工事請負契約締結の議決内容の一部変更

庁舎外壁屋上防水改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を変更。外壁改修工事、附帯工事の増工、防水工事、解体撤去工事の減工等により、請負契約額1億7,924万円を1億8,858万円に変更。

(全員賛成で可決)



外壁塗装が完了した役場庁舎

問 宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

子どもの健康保持と子育て世代の経済的負担軽減を図るため、通院に係る子ども医療費の支給対象年齢を中学生まで拡大。

答 中学生までの通院の補助ができるように木原町長が尽力されたことに敬意を表しますが無償化はできないが、無償化の経費は、無償化については状況を見て検討していきたい。無償化にすると約2千万円の経費が必要。

(全員賛成で可決)

	自己負担額<1医療機関ごとの上限>	入 院
3歳未満	無 料	無 料
3歳～小学校就学前	500円/日×7日 (月3,500円) (所得制限なし)	800円/月 (所得制限なし)
小学生	500円/日×7日 (月3,500円) (所得制限なし)	1,200円/月 (所得制限なし)
中学生	500円/日×7日 (月3,500円) (所得制限なし)	制度なし

1,600円/月
(所得制限なし)

宇美町町民農園条例の一部を改正する条例

農園用地の所有者への返還に伴う第1農園の閉園に伴う改正。

問 所有者への返還による閉園については仕方ないと思うが、新たな農園確保はできないのか。

答 自己保全管理をしている場所があるが駐車場等の条件が合わない。今後、条件があった場所があれば農園として広げていきたい。

(全員賛成で可決)



宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

重度障がい者医療費の支給に関する条例準則の改正に伴う一部改正。主に「障害」の文言を「障がい」に改める改正。

(全員賛成で可決)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

①宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

②宇美町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正

③宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正

④⑤⑥の条例について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う用品の整理、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

①の条例について、子どものための教育・保育給付の利用負担額の無償化等について整備。

(全員賛成で可決)

条例改正後

条例改正前

保育料・副食費の改正内容

保育料
副食費

保育料の中に副食費が含まれる。

保育料 (無償)

副食費 (実費負担)

3歳児以上(0～2歳児については非課税世帯のみ、教育認定については満3歳児以上)の保育料を無償に。副食費は実費負担に。

改正前の条件で保育料が無償化だった世帯は

副食費 (無償)

委員会発議

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出。

提出者 議会運営委員会
委員長 南里 正秀

(全員賛成で可決)

人事案の同意・承認

固定資産評価審査委員会委員の選任
安河内 毅氏(再任)

諮問答申(適任)

人権擁護委員候補者の推薦
岩下 美津子氏
平島 直美氏

自治功労表彰候補者の推薦

久野 信子氏
学校薬剤師として、昭和61年4月1日就任、令和2年3月31日退任、34年間在職に對しての表彰。

自治功労者とは・・・
町長、副町長、教育長、議員、民生委員、選挙管理委員、保護司、農業委員などの役職に一定年数以上在職後退任された方で功績が顕著であるとして町長が推薦し議会が承認し表彰された方です。

※今までに表彰を受けた方58名(今回の推薦の方も含む)